

知っていますか？道の「苦情審査委員会制度」

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員会制度」です。皆さんに代わって、「苦情審査委員会」が中立的な立場で、道の機関に対し、必要な調査を行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

審査結果までは、およそ2か月です。

皆さん自身の利害にかかわる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

- ① 苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各総合振興局の『道政相談室』
 - ② 苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
 - ③ ホームページからでも申立書をダウンロードできます。道トップページの「道民便利サイト・相談窓口」↓「01.. 主な相談機関・窓口等一覧」↓「道政相談センター」からダウンロード。
- <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kuiyou.htm>

④ 申立て方法は、「苦情申立書」に苦情等を記載し、郵送、ファックス、メールにて。

⑤ お問い合わせ先
北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060-0858
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5022

(代表)

FAX 011-204-8181

メール kuiyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

もしくは

各総合振興局

地域政策部道政相談所

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かり致しました、約87万件の下記のような未返還の保管証券類をお返ししております。

● 終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券

● 帰国前に樺太（真岡、大泊、豊栄、留多加など）、満州（瀋陽、吉林、撫順、鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券

等のうち日本に返還されたもの。

【保管証券類とは】

税関が保管している通貨・証券類には、携帯輸入が禁止された一定額を超えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』。外地からの引き揚げの際、在外公館または日本自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。

返還の請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。『もしかしたら家にも...』とお気づきの方は、お気軽に最寄り税関までお問い合わせ下さい。

■ お問い合わせ先

- 函館税関監視部統括 監視官部門
〒040-0856
- 函館市海岸町24番4号
- 函館港湾岸同庁舎
TEL 0138-40-4244

○ 江差税務署

- 〒043-0041
- 檜山郡江差町姥神町167-1
- TEL 52-0078

平成24年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業の実施について

（財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として9万円。日程等の詳細は、（財）日本遺族会事務局03-3261-5521までお申し込みはお住まいの各都道府県遺族会へ。

〈実施地域〉

- （広域地域）
- ① 旧満州
- ② 旧ソ連
- ③ モンゴル
- ④ 西部ニューギニア
- ⑤ 中国（1次）
- ⑥ マリアナ諸島
- ⑦ 東部ニューギニア（1次）
- ⑧ ボルネオ・マレー半島
- ⑨ トラック諸島
- ⑩ パラオ諸島
- ⑪ ソロモン諸島
- ⑫ フィリピン（1次）
- ⑬ ミヤンマー（1次）
- ⑭ 台湾・バシー諸島
- ⑮ ミヤンマー・インド（2次）
- ⑯ 東部ニューギニア（2次）
- ⑰ フィリピン（2次）
- ⑱ 中国（2次）

（特定地域）

- ① 西部ニューギニア
- ② ビスマーク諸島
- ③ マーシャル・ギルバート諸島

